

# 特別養護老人ホーム大平荘運営規程

(令和6年11月19日晃和会例規320号)

## (事業の目的)

第1条 社会福祉法人晃和会が経営する指定介護老人福祉施設特別養護老人ホーム大平荘（以下、「施設」という。）の適正な事業運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、介護職員、医師、栄養士、機能訓練指導員、介護支援専門員等（以下、総称して「職員」という。）が、介護保険法の理念に基づき、要介護状態にある利用者（以下、「利用者」という。）に対し適正な指定介護老人福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

- 第2条 施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う。
- 2 施設は、事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
  - 3 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
  - 4 施設は、指定介護老人福祉施設サービスを提供するに当たっては、必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

## (施設の名称及び所在地)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	特別養護老人ホーム 大平荘
所在地	秋田県秋田市太平八田字藤の崎231番地の3

## (利用定員)

- 第4条 施設は、入所できる利用者の定員を100名とする。
- 2 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させないものとする。

## (職員の職種・員数及び職務の内容)

第5条 職員の職種及び職務の内容は次のとおりとする。なお、員数については、別表のとおりとする。

### (1) 施設長（管理者）

施設長は、理事長の命を受け、施設の業務を統括し、職員を指導監督する。

### (2) 副施設長

副施設長は、理事長の命を受け、施設長を補佐し施設の業務を統括し、職員を指導監督す

る。施設長に事故があるまたは施設長が欠けたときは、その職務を代理する。

(3) 医師

医師の職務は、利用者の診療・健康管理及び保健衛生指導とする。

(4) 生活相談員

生活相談員の職務は、入退所に於ける面接手続き事務等と利用者の処遇に関すること、苦情や相談等に関することとする。

(5) 看護職員

看護職員の職務は利用者の診療の補助及び看護並びに利用者の保健衛生管理とする。

(6) 介護職員

介護職員の職務は利用者の日常生活の介護・指導・相談及び援助とする。

(7) 機能訓練指員

機能訓練指導員の職務は、利用者の機能訓練に関することと、それに伴う介護職員への指導などを行うこととする。

(8) 管理栄養士

管理栄養士及び栄養士の職務は、栄養ケア・マネジメント計画の作成等、献立作成・栄養計算等を行い、調理員を指導して給食業務を行うこととする。

(9) 介護支援専門員

介護支援専門員の職務は、利用者の要介護申請や調査に関すること、サービス計画の作成等、利用者やその家族の苦情や相談に関すること、他のサービス事業者や支援事業者との折衝、地域住民への相談業務などとする。

(10) 事務員

事務員の職務は、庶務及び会計事務とする。

(介護の基準)

第6条 施設は、利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その利用者の心身の状況に応じて、その処遇を妥当適切に行なう。

2 施設は、施設サービスを提供するにあたっては、その施設サービス計画等に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

3 施設は、職員が施設サービスを提供するにあたっては懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。

4 施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行ない、常にその改善を図ることとする。

(サービスの内容)

第7条 施設は、次のサービスを提供する。

(1) 介護サービス

イ) 巡回（昼間、夜間を問わず）

ロ) 食事介助

ハ) 排泄介助（随時）

ニ) おむつ交換（随時）

ホ) 入浴介助（機械浴、一般浴）

- へ) 清拭 (随時)
  - ト) 体位交換 (随時)
  - チ) 移動介助 (随時)
  - リ) 衣類の着脱 (随時)
  - ヌ) 整容 (随時)
  - ル) 清潔 (洗顔、口腔清拭等)
  - オ) 通院の介助 (必要時)
  - ワ) コール対応 (随時)
  - カ) その他
- (2) 生活サービス
- イ) 居室清掃
  - ロ) 洗濯
  - ハ) 居室配膳、下膳
  - ニ) 金銭管理 (預かり金管理)
  - ホ) 理容
  - へ) 買い物代行
  - ト) 各種手続代行
  - チ) その他
- (3) 食事提供サービス
- (4) 健康管理サービス
- イ) 嘱託医による回診
  - ロ) 健康診断
  - ハ) 健康相談
  - ニ) その他
- (5) 入退院時、入院中のサービス
- イ) 医療費支払い事務等
  - ロ) 移送サービス
  - ハ) 見舞い訪問
  - ニ) その他
- (6) その他のサービス
- イ) 行事 (季節、年間、記念行事等)
  - ロ) 余暇活動
  - ハ) その他

(特定施設サービス計画の作成等)

第8条 管理者は、介護支援専門員に、特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 特定施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員 (以下、「計画作成介護支援専門員」という。) は、特定施設サービス計画の作成にあたっては、適切な方法により、利用者についてその有する能力や置かれている環境等の評価を通じて現に抱かえる問題点を明らかにし、利用者が自立

した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

- 3 計画作成介護支援専門員は、利用者やその家族の希望及び利用者について把握した解決すべき課題に基づき、他の職員と協議のうえ、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した特定施設サービス計画書を作成しなければならない。
- 4 計画作成介護支援専門員は、特定施設サービス計画書を作成及び変更する際に、利用者または家族等に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得た上で、利用者家族等に当該計画書を交付する。
- 5 計画作成介護支援専門員は、特定施設サービス計画に記載されたサービスを提供し、継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。

#### (入所)

第9条 施設は、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受ける事が困難な者に対し、施設サービスを提供する。

- 2 施設は、他の利用者に重大な影響を及ぼす感染症等の疾病が医師の診断で明らかな場合やかかりつけ医から、既に医療の必要が診断されている場合などの正当な理由なく施設サービスの提供を拒まない。
- 3 施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合やその他利用申込者に対し適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院もしくは診療所または介護老人保健施設を紹介するなどの適切な措置を速やかに講ずるものとする。
- 4 施設は、利用申込者の入所に際しては、その者の心身の状況や病歴等の把握に努める。

#### (相談及び援助)

第10条 施設は、常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の適格な把握に努め、利用者またはその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行う。

- 2 施設は、要介護認定を受けていない利用希望者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用希望者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
- 3 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行う。

#### (社会生活上の便宜の供与)

第11条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。

- 2 施設は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者またはその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うこととする。
- 3 施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

#### (健康管理)

第12条 施設の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、必要に応じて健

康保持のための適切な措置を取る。

(利用者の入院期間中の取扱い)

第13条 施設は、利用者について、病院等に入院する必要がある場合であつて、入院後概ね3か月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、当該利用者及びその家族の希望などを勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入所することができるようにする。

(退所)

第14条 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、その利用者及びその家族の希望、その利用者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その利用者の円滑な退所のために必要な援助を行なう。

2 施設は、生活相談員・看護職員・介護職員・介護支援専門員等により、利用者について、その心身の状況やその置かれている環境等に照らし、その利用者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。

3 施設は、利用者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供、その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(看取り介護)

第15条 施設は、医師により一般的に認められている医学的見地に基づき回復の見込みがないと診断された利用者に対し、本人またはその家族の同意を得て、医師、生活相談員・看護職員・介護職員・介護支援専門員等協働による看取り介護に関する計画書のもと、随時、本人または家族への説明を行い、同意を得ながら施設内で看取り介護を行う。

2 施設は看取りに関する指針を策定し、次のことを行う。

- (1) 入所の際に入所者またはその家族に対して、当該指針を説明し、同意を得る。
- (2) 看取りに関する職員研修を行う。
- (3) 看取りのための個室を確保する。

(死亡)

第16条 施設は、利用者が死亡した時は、死亡日時、死因、その他必要な事項を身元引受人等の関係者に通知し、速やかに処置するものとする。

(葬祭の代行)

第17条 施設は、原則的に、死亡者の葬祭については、これを行わない。

(被保険者証への記載)

第18条 施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載することとする。

(利用契約)

第19条 施設は、施設サービスの提供の開始に際しては、予め利用申込者またはその家族に対し、運営規程の概要・職員の勤務体制、その他の利用申込者の施設サービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、施設サービス提供の開始について利用申込者またはその家族の同意を得たうえで契約書を締結することとする。

(受給資格等の確認)

第20条 施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格・要介護認定の有無および要介護認定の有効期間を確認することとする。

2 施設は、前項の被保険者証に介護保険法に規定する認定審査会意見が記載されている時は、当該認定審査会意見に配慮して、施設サービスを提供するものとする。

(記録の整備保存)

第21条 施設は、利用者に対する施設サービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。

2 施設は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

(利用料等及び支払方法)

第22条 施設は、施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 施設は、本条の支払を受ける額のほか、居住費及び食費、介護保険給付外サービス料として費用の金額の支払を利用者から受けるものとする。なお、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

3 施設サービスの利用者等は、法人の定める期日までに、利用料等を現金または金融機関口座振込等により納付するものとする。

4 利用料及びその他の費用の金額は、「特別養護老人ホーム大平荘 重要事項説明書」に掲げるとおりとする。

(利用料等の変更)

第23条 施設は、介護保険関係法令の改正等並びに経済状況に著しい変化その他やむを得ない理由がある場合は、利用料等を変更することができる。

2 施設は、前項の利用料等を変更する場合は、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記載した文書により説明し、同意を得るものとする。

(勤務体制等)

第24条 施設は、利用者に対して適切な施設サービスが提供できるよう体制を組むこととする。

2 施設は、職員の資質向上のための研修の機会を設ける。

3 職員は、法人の定める職員行動指針に示す項目を遵守し、職務の精励に努めるものとする。

(衛生・健康管理・感染症対策等)

第25条 施設は、利用者の使用する食器その他の設備または飲料水について衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。

2 施設は、職員に年1回以上健康診断を受診させるものとする。

3 施設において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 施設において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（地域との連携）

第26条 施設は、事業運営にあたっては、地域住民または住民の活動との連携や協力を行い、地域との交流に努める。

（個人情報保護）

第27条 施設は、個人情報の保護に関する法律を遵守し、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

2 施設は、職員であった者が、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じることとする。

3 施設は、利用者に関する情報を提供する場合は、予め文書により利用者の同意を得ることとする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第28条 利用者は、施設サービスの提供を受けるに当たって、入所生活上のルール等を遵守し、故意に他の利用者及び施設に迷惑をかける行為を行ってはならない。

（虐待防止のための措置）

第29条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 施設は、サービス提供中に、当該施設職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

（身体拘束の禁止）

第30条 施設は、利用者の自由を制限するような身体拘束は行わない。ただし、緊急やむを得ない理

由により身体拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及びその家族へ十分な説明を行い同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録することとする。

(苦情の処理)

第31条 施設は、提供した施設サービスに関する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者またはその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じることとする。

(事故発生時の対応)

第32条 施設は、利用者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・利用者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じる。

- 2 施設は、利用者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害を賠償する。
- 3 施設は、前項に対応するため、損害賠償保険に加入するものとする。

(緊急時等における対応)

第33条 施設は、現に施設サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに医師及び家族等に連絡する等の必要な措置を講じる。

- 2 第1項に示す事態に直面した職員は、速やかに、施設長に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第34条 施設は、非常その他緊急の事態に備え、執るべき措置について予め対策をたて、職員及び利用者に周知徹底を図るため、定期的に避難訓練などを実施する。

(業務継続計画の策定等)

第35条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(職員の質の確保)

第36条 施設は、職員の資質向上を図るため、その研修の機会を確保する。

- 2 施設は、利用者に対する介護に直接携わる職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職場におけるハラスメント)

第37条 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(協力医療機関等)

第38条 施設は、入院治療を必要とする利用者のために、予め協力医療機関を定めておく。

2 施設は、治療を必要とする利用者のために、予め協力歯科医療機関を定めておく。

(掲示)

第39条 施設は、運営規程の概要・職員の勤務の体制・協力医療機関・利用料その他のサービスの選択に資すると思われる重要事項を、見やすい場所に掲示する。

附則 この規程は、議決の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

(経過措置)

この規程施行の際、現に「特別養護老人ホーム大平荘」を利用している者(旧措置利用者という。)については、平成17年3月31日までの間は、旧措置利用者として介護保険施行法第13条の適用を受けるものとする。

附則 この規程は、平成17年10月1日から適用する。

(経過措置)

平成22年3月31日までの間は、旧措置利用者は介護保険施行法第13条の適用を受けるものとする。

附則 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成20年1月1日から施行する。

附則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成28年8月1日から施行する。

附則 この規程は、平成30年8月1日から施行する。

附則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和4年2月1日から施行する。

附則 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和5年10月1日から施行する。

附則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和6年12月1日から施行する。

## 別表

## 職員の員数

## 特別養護老人ホーム大平荘

職 種	職 員 数	夜間体制
施設長	1名	4名以上
副施設長	1名	
医師（嘱託医）	1名以上	
生活相談員	1名以上	
介護職員	34名以上	
看護職員	3名以上	
栄養士	1名以上	
機能訓練指導員	1名以上	
介護支援専門員	1名以上	
事務職員	1名以上	